

矢板市浄化槽設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、良好な生活環境を保全するため、浄化槽設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、矢板市補助金等交付規則（平成14年矢板市規則第18号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する浄化槽で生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水のBODが1リットル当たり20mg/L（日間平均値）以下の機能を有するもので、法第4条第2項に規定する構造基準に適合するものをいう。
- (2) 住宅 主に自己の居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を自己の居住の用に供する建物をいう。ただし、共同住宅、寄宿舍等を除く。
- (3) 単独処理浄化槽 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第1条第3項に規定するみなし浄化槽をいう。
- (4) くみ取り便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にこれをくみ取って処分する方式の便槽をいう。
- (5) 宅内配管 浄化槽への流入管及び、ますの設置並びに浄化槽から住宅の敷地に隣接する公共用水域（敷地内処理装置を有する場合は同装置）までの放流管をいう。
- (6) 転換 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を浄化槽に入れ替えることをいう。
- (7) 敷地内処理装置 浄化槽の処理水を蒸発散等によって処理するため敷地内に埋設する装置をいう。

(補助金の交付)

第3条 補助金は、公共下水道事業認可区域及び農業集落排水処理施設区域を除く市内に住宅を所有又は新築（増築）し、処理対象人員10人以下の浄化槽（変則浄化槽を含む。）を設置しようとする者に対し、予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金は交付しない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認又は法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに浄化槽を設置する者
- (2) 住宅を借用する者であって、賃貸人の承諾を得ずに当該住宅に浄化槽を設置する者
- (3) 市税等を滞納している者
- (4) 補助金の交付を決定する前に設置工事に着手した者
- (5) 浄化槽の処理水の放流方法について、関係者の承諾又は同意を得られない者

- (6) 本市内に住所を有しない者。ただし、補助事業完了時において、速やかに本市に住所を移す者はこの限りでない。
- (7) 住宅を賃貸又は販売する事業目的で浄化槽を設置する者。ただし、居住を目的として当該住宅を購入した者が申請する場合を除く。
- (8) 補助金の交付申請時において、第2条1号に規定する浄化槽を使用している者。ただし、市外からの転入、集合住宅からの転居又は世帯分離によるものを除く。
- (9) この要綱に基づく補助金の交付を過去に受け、財産処分制限期間を経過しない者
- (10) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認める者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請人」という。）は、浄化槽設置費補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 見積書の写し（配管工事費、撤去工事費内訳書含む）
- (3) 建築確認通知書の写し（浄化槽仕様書の写し含む）又は審査期間を経過した浄化槽設置届届出書の写し
- (4) 工場生産浄化槽管理シート等
- (5) 環境保全に関する誓約書
- (6) 浄化槽設備士届出書及び浄化槽設備士免状の写し
- (7) 設置場所の案内図及び位置図
- (8) 建物平面図（宅内配管施工を記入したもの）
- (9) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (10) 浄化槽登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- (11) 公共物放流許可書の写し又は敷地内処理装置の承認図等
- (12) 市税等の調査同意書及び転入予定者は完納証明書等
- (13) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 申請人は、浄化槽設置工事が完了したときは、工事完了後1箇月以内若しくは、当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（別記様式第2号）に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 収支決算書
- (4) 浄化槽工事代の領収書の写し
- (5) 工事現場写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の取消し)

第7条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を偽りその他不正の手段により受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しにかかる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 市長は、補助事業を適正に遂行するため、浄化槽工事の状況を、施工の現場において確認する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年9月5日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	限 度 額
5 人 槽	3 3 2 , 0 0 0 円
6 ～ 7 人 槽	4 1 4 , 0 0 0 円
8 ～ 1 0 人 槽	5 4 8 , 0 0 0 円
既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換のために行う撤去に必要な工事費	1 2 0 , 0 0 0 円
既存のくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換のために行う撤去に必要な工事費	9 0 , 0 0 0 円
宅内配管を設置する工事費（上記撤去事業を実施する場合に限る）	3 0 0 , 0 0 0 円

矢板市長 様

申請人 住 所

氏 名 ※
※ 本人（代表者）が手書きしない場合は、
記名押印してください。

年度浄化槽設置費補助金交付申請書

矢板市浄化槽設置費補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき申請します。

設 置 場 所	矢板市		
新 設 又 は 転 換	新 設	単独処理浄化槽からの転換	くみ取り便槽からの転換
交 付 申 請 金 額	合計 円 (本体 円、配管費 円、撤去費 円)		
工 事 着 工 予定年月日	年 月 日		
工 事 完 了 予定年月日	年 月 日		

備 考
添付書類

- (1)事業計画書及び収支予算書 (2)見積書の写し（配管工事費・撤去工事費内訳書含む）
(3)建築確認通知書の写し（浄化槽仕様書の写し含む）又は審査期間を経過した浄化槽
設置届出書の写し (4)工場生産浄化槽管理シート等 (5)環保保全に関する誓約書
(6)浄化槽設備士届出書及び浄化槽設備士免状の写し (7)設置場所の案内図及び位置図
(8)建物平面図（宅内配管施工を記入したもの） (9)住宅等を借りている者は、賃貸人
の承諾書 (10)浄化槽登録証の写し及び浄化槽管理票（C 票）(11)公共物放流許可書の
写し又は敷地内処理装置の承認図等 (12)市税等の調査同意書及び転入予定者は完納
証明書等 (13)その他市長が必要と認める書類 ○チェックリスト

年 月 日

矢板市長 様

申請人 住 所

氏 名 ※
※ 本人（代表者）が手書きしない場合は、
記名押印してください。

実 績 報 告 書

年 月 日付、矢下水第 号により補助金交付の決定を受けた浄化槽設置工事が完了したので、矢板市浄化槽設置費補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき次のとおり報告します。

補 助 金 額	円
工 事 着 工 年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日

備 考

添付書類

- （１） 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し
- （２） 浄化槽法定検査依頼書の写し
- （３） 収支決算書
- （４） 浄化槽工事代の領収書の写し
- （５） 工事現場写真
- （６） その他市長が必要と認める書類
 - チェックリスト
 - 受付済み浄化槽工事完了報告書の写し・受付済み使用開始報告書の写し